

# 知財助成事業調査結果

(東京都の中小企業が利用可能な助成事業)

2013.8.5

(株)知財デザイン

# 助成事業一覧

## 1. 東京都知的財産総合センター

- グローバルニッチトップ助成事業
- 外国特許出願費用助成事業
- 外国実用新案出願費用助成事業
- 外国意匠出願費用助成事業
- 外国商標出願費用助成事業
- 外国侵害調査費用助成事業
- 特許調査費用助成事業

## 2. 東京都中小企業振興公社

- 新製品・新技術開発助成事業
- ものづくり産業基盤強化グループ支援事業
- 地域資源活用イノベーション創出助成事業(地域中小企業応援ファンド)
- 都市課題解決のための技術戦略プログラム製品開発プロジェクト助成事業

## 3. JETRO(日本貿易振興機構)

- 侵害調査費用の助成

# 1.東京都知的財産総合センター

## ・グローバルニッチトップ助成事業

事業概要	世界規模で事業展開が期待できる技術や製品を有する中小企業等に対して、知的財産権の取得等に要する経費の助成及び知財戦略の策定から実施までの支援を、3か年にわたり実行します。
助成対象	<p><u>以下の要件を満たし、都内に主たる事務所を有する中小企業等</u></p> <p>○東京都又は公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する既存事業で、技術や製品が優れたものであると認められ、表彰・助成・支援を受けていること</p> <p>○上記の技術や製品に係る特許権が、国内外のいずれかで、既に権利化されていること</p> <p>○世界規模(概ね3か国、地域以上)での事業展開の計画を有しており、その計画に基づき、海外での知財の権利取得・維持等を推進しようとしていること</p>
助成対象期間	平成25年4月1日から平成27年12月31日
助成内容	<p>■助成率 助成対象となる経費の合計額に対し、1/2以内</p> <p>■助成限度額 3か年で1,000万円</p> <p>■助成対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外国での該当製品・技術等に関する権利取得・維持に関する費用 (周辺・改良技術等に関するものを含む)</li><li>・知財トラブル費用(訴訟に要する費用は対象外)</li><li>・先行調査費用(特許・商標・意匠・実用新案等)</li></ul> <p>■助成件数 3件程度</p>
公募受付期間	平成25年7月1日(月)～平成25年8月9日(金)

# 1.東京都知的財産総合センター

## • 外国特許出願費用助成事業

事業内容	優れた技術等を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする中小企業の方に対し、外国特許出願に要する費用の一部を助成します。
申込資格	東京都内の中小企業者(会社及び個人事業者)、中小企業団体、一般社団・財団法人(1年度1社1出願に限る)
助成内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■助成率 1/2以内</li><li>■助成限度額 300万円</li><li>■助成対象経費<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外国出願料</li><li>・ 弁理士費用</li><li>・ 翻訳料</li><li>・ 先行技術調査費用</li><li>・ 国際調査手数料</li><li>・ 国際予備審査手数料 等</li></ul></li></ul>
受付期間	平成25年9月24日(火)～10月4日(金)

# 1.東京都知的財産総合センター

## • 外国実用新案出願費用助成事業

事業内容	海外での知的財産侵害訴訟リスクの対策として、早期に権利化できる実用新案を活用しようとする中小企業の方に対し外国実用新案出願に要する費用の一部を助成します。
申込資格	東京都内の中小企業者(会社及び個人事業者)、中小企業団体、一般社団・財団法人(1年度1社1出願に限る)
助成内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■助成率 1/2以内</li><li>■助成限度額 60万円</li><li>■助成対象経費<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外国出願料</li><li>・ 弁理士費用</li><li>・ 翻訳料</li><li>・ 先行技術調査費用</li><li>・ 国際調査手数料</li><li>・ 国際予備審査手数料 等</li></ul></li></ul>
受付期間	平成25年9月24日(火)～10月4日(金) (土曜・日曜・祝日は除く)

# 1.東京都知的財産総合センター

## ・外国意匠出願費用助成事業

事業内容	優れた商品に創造性または審美性のある意匠を有し、かつそれを海外において広く活用しようとする中小企業の方に対し、外国意匠出願に要する費用の一部を助成します。
申込資格	東京都内の中小企業者(会社及び個人事業者)、中小企業団体、一般社団・財団法人(1年度1社1出願に限る)
助成内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■助成率 1/2以内</li><li>■助成限度額 60万円</li><li>■助成対象経費<ul style="list-style-type: none"><li>・外国出願料</li><li>・弁理士費用</li><li>・翻訳料 等</li></ul></li></ul>
受付期間	随時(助成決定は年3回程度を予定しています。) なお、予算がなくなり次第受付を終了します。

# 1.東京都知的財産総合センター

## • 外国商標出願費用助成事業

事業内容	優れた商品やサービスに識別力のある商標を有し、かつそれらを海外において広く活用しようとする中小企業の方に対し、外国商標出願に要する費用の一部を助成します。
申込資格	東京都内の中小企業者(会社及び個人事業者)、中小企業団体、一般社団・財団法人(1年度1社1出願に限る)
助成内容	■助成率 1/2以内 ■助成限度額 60万円 ■助成対象経費 ・外国出願料 ・弁理士費用 ・翻訳料 等
受付期間	随時(助成決定は年3回程度を予定しています。)。 なお、予算がなくなり次第受付を終了します。

# 1.東京都知的財産総合センター

## ・ 外国侵害調査費用助成事業

事業内容	外国における自社製品の模倣品・権利侵害について、事実確認調査、侵害品の鑑定、侵害先への警告等の対策や、外国で製造された模倣品の国内への輸入を阻止するための対策を行う中小企業者の方に対し、それらに要する費用の一部を助成します。
申込資格	東京都内の中小企業者(会社及び個人事業者)、中小企業団体、一般社団・財団法人(1年度1社1出願に限る)
助成内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■助成率 1/2以内</li><li>■助成限度額 200万円</li><li>■助成対象経費<ul style="list-style-type: none"><li>・ 侵害調査費用</li><li>・ 侵害品の鑑定費用</li><li>・ 侵害先への警告費用</li><li>・ 税関での輸入差止費用</li></ul></li></ul>
受付期間	随時 なお、予算がなくなり次第受付を終了します。



# 1.東京都知的財産総合センター

## ・ 特許調査費用助成事業

事業内容	明確な事業戦略を持つ中小企業者の方が、他社特許調査を依頼した場合、その要する費用の一部を助成します。
申込資格	東京都内の中小企業者(会社及び個人事業者)、中小企業団体、一般社団・財団法人(1年度1社1出願に限る)
助成内容	■助成率 1/2以内 ■助成限度額 100万円 ■助成対象経費 他社特許調査委託に要する経費
受付期間	随時 なお、予算がなくなり次第受付を終了します。

# 1.東京都知的財産総合センター

- 問い合わせ先

受付場所・ 問合せ先	東京都知的財産総合センター 東京都台東区台東1-3-5反町商事ビル1階 TEL 03-3832-3656 URL : <a href="http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html">http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html</a> <a href="mailto:chizai@tokyo-kosha.or.jp">E-mail: chizai@tokyo-kosha.or.jp</a>
---------------	---

## 2.東京都中小企業振興公社

### ■新製品・新技術開発助成事業

- 主な申請資格  
東京都内に主たる事務所を持つ中小企業者、個人事業者、都内での創業予定者等
- 事業内容  
実用化の見込のある新製品や新技術開発、研究開発新サービス創出のための技術開発に要する経費の一部を助成
- 助成限度額  
助成率1,500万円1/2以内
- 申請書類提出希望日  
申込期間H25年1月22日～5月10日受付終了いたしました(来年度も同様の提出期間と思われます。)
- 補助対象経費(知財に関連する部分抜粋)  
産業財産権出願・導入費
  - 1 開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費
  - 2 特許・実用新案等(登録、出願に公告されているものに限る)を他の事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス使用料を含む)を受けた場合の経費
    - 出願に関する調査、審査請求、登録費用は助成の対象とはなりません。

## 2.東京都中小企業振興公社

### ・ものづくり産業基盤強化グループ支援事業

- 主な申請資格  
東京都内で共通の目的の下に活動している3社以上のものづくり産業に属する中小企業グループ
- 事業内容  
ものづくり産業に属する中小企業グループが「売れる技術」を創り出すため、開発・生産・営業体制の強化(仕組みづくり)に共同で取り組む経費の一部を助成
- 助成限度額助成率  
5,000万円1/2以内
- 申請書類提出希望日申込期間  
H25年3月7日～5月17日終了いたしました
- 補助対象経費(知財に関連する部分抜粋)  
産業財産権出願・導入費
  - 1 開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費
  - 2 特許・実用新案等(登録、出願に公告されているものに限る)を他の事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス使用料を含む)を受けた場合の経費
    - 出願に関する調査、審査請求、登録費用は助成の対象とはなりません。

## 2.東京都中小企業振興公社

### ・地域資源活用イノベーション創出助成事業

- 主な申請資格  
東京都内に主たる事務所を持つ中小企業者、個人事業者、都内での創業予定者、NPO団体等
- 申請書類提出希望日申込期間  
第1回H25年3月4日～4月19日受付終了いたしました  
第2回未定
- 事業内容  
東京の魅力向上や課題解決に向け、中小企業者等が取り組む試作品・新サービス開発・販路開拓・市場化に要する経費の一部を助成するほか、「地域応援ナビゲータ」による継続的支援を実施
- 助成限度額助成率  
800万円1/2以内
- 補助対象経費(知財に関連する部分抜粋)  
産業財産権出願・導入費
  - 1 開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費
  - 2 特許・実用新案等(登録、出願に公告されているものに限る)を他の事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス使用料を含む)を受けた場合の経費
  - 出願に関する調査、審査請求、登録費用は助成の対象とはなりません。

## 2.東京都中小企業振興公社

### ・都市課題解決のための

### 技術戦略プログラム製品開発プロジェクト助成事業

- 主な申請資格  
東京都内に主たる事務所又は研究開発場所を持ち、事業を営んでいる中小企業者等
- 申請書類提出希望日申込期間  
H24年8月30日～10月1日受付終了いたしました
- 事業内容  
東京都が策定する「技術戦略ロードマップ」(注)に沿った、先駆的かつ事業可能性の高い中小企業等の技術開発・製品開発プロジェクトに対して、経費の一部を助成するほか、支援チームによるハンズオン支援を実施 制度案内
- 助成限度額助成率  
2,000万円2/3以内
- 補助対象経費(知財に関連する部分)  
産業財産権出願・導入費
  - 1 開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費
  - 2 特許・実用新案等(登録、出願に公告されているものに限る)を他の事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス使用料を含む)を受けた場合の経費
  - 出願に関する調査、審査請求、登録費用は助成の対象とはなりません。

## 2.東京都中小企業振興公社

- 問い合わせ先

助成課

TEL:03-3251-7895 / FAX:03-3253-6250

E-mail:josei@tokyo-kosha.or.jp

URL: <http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/>

## 3.JETRO(日本貿易振興機構)

### ● 侵害調査費用の助成

- 事業の内容
  - － ジェトロでは、「中小企業知的財産権保護対策事業」を実施します。海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、ジェトロが模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査にかかった経費の一部を助成します。
- 助成対象
  - － 中小企業者および中小企業者としての組合、連合会、団体等
- 助成内容等
  - － 調査費用の総額の2/3(上限額:300万円)
- 応募受付期間
  - － 2013年11月1日(金曜)17:00必着(期限内随時受付)
- 問い合わせ先
  - － 知的財産課(担当:高橋、城倉、唐澤、佐藤) Tel:03-3582-5198 Fax:03-3585-7289
  - － E-mail:chizai@jetro.go.jp. URL:http://www.jetro.go.jp/services/ip\_service/